

二本松市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲において補助金を交付し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、処理対象人員が10人以下であるものをいう。
- (2) 住宅 居住を目的とした住宅（店舗、事務所、作業場等との併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が2分の1以上であること。）をいう。
- (3) 新設 新たに浄化槽を設置することをいう。ただし、転換の場合を除く。
- (4) 転換 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を使用している住宅を、建物の一部又は全部を残し、増築、改築等をする場合に、その住宅に当該単独処理浄化槽又は汲み取り便槽に換えて使用する浄化槽を設置することをいう。
- (5) 宅内配管工事費 浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水管）、ますの設置及び浄化槽から住宅の敷地に隣接する側溝等までの放流管の設置に係る工事費をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象とする地域（以下「補助対象地域」という。）は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項及び第25条の23第1項の規定により定めた公共下水道及び流域下水道の事業計画に定められた区域（以下「下水道区域」という。）以外の二本松市全域とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助の対象とすることができる。

(補助対象)

第4条 補助の対象は、補助対象地域内で、住宅に浄化槽を設置しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請を行わずに浄化槽を設置する者

- (2) 販売目的で浄化槽付きの住宅を建築する者（以下「建売住宅建築者」という。）
- (3) 住宅を借りている者で貸人の承諾が得られない者
- (4) 浄化槽を継続的に使用しない者
- (5) 当該年度内に浄化槽の設置ができない者
- (6) 法第21条第1項又は同条第3項による登録又は法第33条第3項の規定による届出をしていない浄化槽工事業者の施工により浄化槽を設置する者
- (7) 本市に住所を有していない者。ただし、補助事業完了後に当該住宅に転居し、かつ、当該浄化槽を維持管理しようとする者は、対象とすることができる。
- (8) 市内の下水道区域内で下水道に未接続の賃貸ではない戸建て住宅に居住している者（市長が特に必要と認める者を除く。）
- (9) 補助対象地域内で浄化槽を設置している賃貸ではない戸建て住宅に居住している者（市長が特に必要と認める者を除く。）
- (10) 市税を滞納している者
- (11) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第1左欄に掲げる人槽区分につき、それぞれ同表中欄に定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、転換の場合の補助金の額は、別表第1左欄に掲げる人槽区分につき、それぞれ同表右欄に定める額を限度とする。この場合において、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去する場合（以下「転換で撤去の場合」という。）は、別表第2に掲げる額を限度とし、当該補助金に上乗せするものとする。

3 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換（家屋の構造を変える増改築の場合を除く。）の場合において、当該転換に係る宅内配管工事費について、別表第3に掲げる額を限度とし、前項による補助金に上乗せするものとする。

4 前2項で規定する補助金の額に、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

- (2) 設置場所の案内図
- (3) 浄化槽の設置に要する工事費の見積書の写し
- (4) 転換で撤去の場合は、見積書の写し
- (5) 宅内配管工事費の上乗せを申請する場合は、宅内配管工事費の見積書の写し
- (6) 設置浄化槽の登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (7) 納税証明書（課税がない者は、課税証明書又は滞納がない旨を説明した理由書等）
- (8) 住宅を借りている者は貸人の承諾書
- (9) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、浄化槽設置整備事業実績報告書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に請求しなければならない。

- (1) 浄化槽の設置に要した工事費の領収書の写し
- (2) 転換で撤去の場合は、撤去費の領収書の写し及び単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の廃棄証明書
- (3) 宅内配管工事費の上乗せがある場合は、宅内配管工事費の領収書の写し
- (4) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (5) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書（浄化槽法第11条で規定する検査を含む。）の写し
- (6) 浄化槽設置工事の写真（宅内配管工事費の上乗せがある場合は、宅内配管工事の写真を含む。）
- (7) 転換で撤去の場合は、撤去前、撤去中及び撤去後の工事写真
- (8) 竣工図
- (9) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第8条 前2条に定めるもののほか、補助金の交付については、二本松市補助金等交付規則（平成17年二本松市規則第37号）の定めるところによる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法第7条及び法第11条の規定に基づく法定検査を受検していないとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の二本松市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成4年二本松市告示第29号）、安達町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年安達町細則第18号）、岩代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成4年岩代町訓令第3号）又は東和町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成6年東和町告示第8号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年告示第99号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に交付の申請をしたものに対する補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成19年告示第101号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に交付の申請をしたものに対する補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成21年告示第46号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に交付の申請をしたものに対する補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成21年告示第112号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の二本松市浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、平成21年7月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月29日告示第135号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年9月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成23年4月1日からこの要綱の施行の日前において、この要綱の例により実施した交換については、東日本大震災以前に当該合併処理浄化槽を使用していたこと、当該合併処理浄化槽が東日本大震災により使用不能になったこと及び当該交換に係る工事代金の支払関係書類を確認できるものに限り、この要綱による補助金交付の対象となる事業とみなす。

附 則（平成24年3月2日告示第35号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第51号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日告示第142号）

この要綱は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第85号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第63号）

（施行期日）

- 1 この要綱中第1条の規定は平成31年5月1日から、第2条の規定は平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の二本松市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱による改正後の二本松市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年12月24日告示第209号）

この要綱は、令和3年12月24日から施行し、改正後の二本松市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和3年11月1日から適用する。

附 則（令和5年3月24日告示第67号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の二本松市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

人槽区分	新設の補助金額	転換の補助金額
5人槽	166,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	274,000円	548,000円

別表第2（第5条関係）

単独処理浄化槽を撤去する場合の補助金額	60,000円
汲み取り便槽を撤去する場合の補助金額	45,000円

別表第3（第5条関係）

単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換（家屋の構造を変える増改築の場合を除く。）に係る宅内配管工事費の補助金額	300,000円
--	----------

第1号様式（第6条関係）

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

二本松市長

申請人

住所

氏名

印

二本松市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

新設・転換の区分 (○で囲む)		新設 ・ 転換		
新設の区分	現住居の汚水処理方法等（市内の場合に○で囲む）	集合住宅等 （賃貸の戸建て住宅含む）	・ 下水道区域 （下水道・合併浄化槽・単独又は汲み取り）	・ 浄化槽区域 （合併浄化槽・単独又は汲み取り）
転換の区分 (○で囲む)	単独処理浄化槽撤去の方法	全撤去	・ 一部撤去	・ 撤去無
	汲み取り便槽撤去の方法	全撤去	・ 一部撤去	・ 撤去無
補助事業等の経費所要額		円	（うち撤去費 宅内配管工事費	円 円）
補助金等の額		円	（うち撤去費 宅内配管工事費	円 円）
補助事業の着手年月日 及び完了年月日		年	月	日 着手 年 月 日 完了（予定）
添付書類		[1] 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し [2] 設置場所の案内図 [3] 浄化槽の設置に要する工事費の見積書の写し [4] 転換で撤去の場合は、見積書の写し [5] 宅内配管工事費の上乗せを申請する場合は、宅内配管工事費の見積書の写し [6] 設置浄化槽の登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票） [7] 納税証明書（課税がない者は、課税証明書又は滞納がない旨を説明した理由書等） [8] 住宅を借りている者は貸人の承諾書 [9] その他市長が必要と認める書類		
担当課所見（申請人において記入しないこと。）				

浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日

二本松市長

補助事業者等

住所

氏名

印

二本松市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

新設・転換の区分 (○で囲む)		新設 ・ 転換	
転換の区分 (○で囲む)	単独処理浄化槽 撤去の方法	全撤去 ・ 一部撤去 ・ 撤去無	
	汲み取り便槽 撤去の方法	全撤去 ・ 一部撤去 ・ 撤去無	
指令年月日及び指令番号		年 月 日 二本松市指令 第 号	
補助事業年度		年度	
補助事業の施行場所		二本松市	
補助事業の経費精算額		円 (うち撤去費	円 (円)
補助金交付決定通知額		円 (うち撤去費	円 (円)
着手完了年月日		年 月 日 着手	年 月 日 完了
添付書類		[1] 浄化槽の設置に要した工事費の領収書の写し [2] 転換で撤去の場合は、撤去費の領収書の写し、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の廃棄証明書 [3] 宅内配管工事費の上乗せがある場合は、宅内配管工事費の領収書の写し [4] 浄化槽法定検査依頼書の写し [5] 浄化槽保守点検業及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（浄化槽法第11条で規定する検査を含む。） [6] 浄化槽設置工事の写真（宅内配管工事費の上乗せがある場合は、宅内配管工事の写真を含む。） [7] 転換で撤去の場合は、撤去工事写真（撤去前、撤去中及び撤去後の写真） [8] 竣工図 [9] その他市長が必要と認める書類	